（治療等の考慮）

第十条の九の三　国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者の登録を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に建築基準適合判定資格者の登録を行うかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（変更の登録）

第十条の十　法第七十七条の六十に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　法第七十七条の六十の規定によつて登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から三十日以内に、別記第五十三号様式による変更登録申請書に、登録証及び本籍地の都道府県名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3　（略）

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合）

第十条の十一の二　法第七十七条の六十一第三号の国土交通省令で定める場合は、建築基準適合判定資格者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

（死亡等の届出）

第十条の十二　法第七十七条の六十一の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、第一号の場合においては登録証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号から第四号までの場合においては登録証を、第五号の場合においては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを届け出なければならない。

一　（略）

二　（削る）

二　法第七十七条の六十一第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第二号に該当するもの　別記第五十六号様式

三　法第七十七条の六十一第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第五号に該当するもの　別記第五十七号様式

四　法第七十七条の六十一第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第六号に該当するもの　別記第五十八号様式

五　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人又はその法定代理人若しくは同居の親族　別記第五十九号様式

（登録の消除の申請及び登録証の返納）

第十条の十三　（略）

2　建築基準適合判定資格者が法第七十七条の六十二第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）又は第二項の規定によつて登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者（法第七十七条の六十一第一号に該当する事実が判明したときにあつては相続人、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出があつたとき及び同条第三号に該当する事実が判明したときにあつては当該建築基準適合判定資格者又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、消除の通知を受けた日から十日以内に、登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（新設）

（変更の登録）

第十条の十　法第七十七条の六十に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　法第七十七条の六十の規定によつて登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から三十日以内に、別記第五十三号様式による変更登録申請書に、本籍地の都道府県名又は氏名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本及び登録証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3　（略）

（新設）

（死亡等の届出）

第十条の十二　法第七十七条の六十一の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、登録証並びに第一号の場合においては戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号の場合においては成年被後見人又は被保佐人であることを証する登記事項証明書を添え、これを届け出なければならない。

一　（略）

二　法第七十七条の六十一第二号の成年後見人又は保佐人　別記第五十六号様式

三　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第三号に該当するもの　別記第五十七号様式

四　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第六号に該当するもの　別記第五十八号様式

五　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第七号に該当するもの　別記第五十九号様式

（新設）

（登録の消除の申請及び登録証の返納）

第十条の十三　（略）

2　建築基準適合判定資格者が法第七十七条の六十二第一項第三号から第五号まで又は第二項の規定によつて登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者（法第七十七条の六十一第一号に該当する事実が判明したときにあつては相続人、同条第二号に該当する事実が判明したときにあつては成年後見人又は保佐人）は、消除の通知を受けた日から十日以内に、登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。